

内閣参甲第四八号

昭和二十三年四月六日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出人力車、人力三輪車税に關する質問に対し別紙答弁書を送付する。

昭和廿參年四月拾日

参議院議員小川友三君提出人力車、人力三輪車税に関する質問に対する答弁書

一、乗車用人力三輪車には、市町村法定独立税として自轉車税を課税してあります。その賦課率については、各市町村自体の決定に委ねていますが、二輪車の自轉車と区分し二輪車よりも高額賦課しているのが通例でありまして、昭和二十二年度における自轉車税の徴収見込額は約一八八、六五七、〇〇〇円となつてあります。

尙近く行われる税制改正によりまして、現在の困窮せる地方財政の財源として相当程度賦課率を引上ると共にその取得行為に対しても課税する予定になつてありまして、税額は、相当増加する見込であります。

二、人力車に対しては、現在地方税法に指定する税目には指定されてありませんけれども法定外独立税として人力車に対する課税の許可を申請をして来るものに対しましては、その新設を許可する方針であります。賦課率の点におきましても他の独立税の課率の引上に伴つて相当額増額されるものと思われ

ません。賦課率の点におきましても他の独立税の課率の引上に伴つて相当額増額されるものと思われ

三、バスに対しましては、自動車税として自動車及びその取得に対して課税されており、すけれども、その賦課率につきましては、地方公共団体の決定に委ねております。

窮迫している地方財政の現況から相当高額の賦課率を以て、課税されておりますが、物價の改訂に伴い更に引上げられることと存じます。